熊本県ＬＰガス料金高騰対策事業者補助金（従量支援分）Ｑ＆Ａ

【補助金の対象となる購入・使用】

Ｑ１　熊本県外の工場での使用に係る購入量は補助金の対象に含まれるか。

Ａ１　熊本県外の工場での使用に係る購入量は補助金の対象外です。

Ｑ２　高圧ガス保安法に係る許可・届出を行う必要がある３トン以上の貯蔵施設以外に、３トン未満の貯蔵施設等を有しＬＰガスを使用（消費）している分が、支援対象に含まれるか。

Ａ２　一つの事業所内に複数の貯蔵施設がある場合は、熊本県もしくは熊本市への許可・届出対象となっている３トン以上の貯蔵施設での使用に係るＬＰガスの購入量に限り、支援金の対象となります。

Q３　会社として、２事業所あり、一つは熊本市内にあり３トン以上の許可・届出をしている。もう一つの事業所は八代市にあり、通常のＬＰガスボンベを使用している。この時の補助金はどうなるのか。

Ａ３　熊本市の事業所は本補助金の対象となります。八代市の事業所分は熊本県ＬＰガス料金高騰対策事業者支援金の対象となります。

【支援対象期間】

Ｑ４　ＬＰガスの購入について１０月３１日に注文したが、１１月１０日に納品された場合、購入量に含めることができるか。

Ａ４　含めることはできません。注文のみではなく、令和６年８月１日から令和６年１０月

３１日までの間に納品された分の購入量が対象となります。

Ｑ５　令和６年８月１日から１０月３１日までの間に工業用に係る購入量について支援するとされているが、８月に購入したＬＰガスが、８月中に消費されなくても良いのか。

Ａ５　支障ありません。令和６年８月から令和６年１０月及び令和７年１月から令和７年３月までの購入量を同期間の消費量とみなして支援するものです。

【その他】

Ｑ６　支援額１㎥あたり１.５円及び０.８円は、消費税を含む金額か、含まない金額か。

Ａ６　１㎥あたり１.５円及び０.８円は、消費税を含まない金額です。